

八千代市告示第21号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

(なお、この告示は、平成22年2月24日から効力を生ずる。)

平成22年2月22日

八千代市長 豊田俊郎

変更調書

新		旧		地番
大字	字	大字	字	
島田	桑納道	島田	永津	1, 432の1の内 1, 433の1の内 1, 434の1の内 1, 435の1の内 1, 436の1の内 1, 437の1の内 1, 438の内～1, 447の内 1, 448の1の内 1, 448の2の内 1, 449の内 1, 450の内
	草刈道			1, 479～1, 488 1, 489の1 1, 490の1 1, 491の1 1, 492の1 1, 493の1 1, 502の1 1, 503の1 1, 504の1 1, 505の1 1, 506の1 1, 507の1 1, 508～1, 516 1, 517の1 1, 517の2 1, 518 1, 519の1～1, 519の3 1, 479、1, 484から1, 488の地先の道路、水路である公有地の全部 1, 489の1の地先の道路、水路である公有地の一部 1, 502の1、1, 503の1、1, 504の1、1, 505の1、1, 506の1、1, 507の1、1, 508～1, 516、1, 517の2、1, 518、1, 519の1の地先の道路、水路である公有地の全部
	二番埜		押出	1, 627の内 1, 628の1の内 1, 664の内～1, 671の内 1, 673の内 1, 674の1の内 1, 674の2の内 1, 664の地先の水路である公有地の一部 1, 674の2の地先の道路、水路である公有地の一部
				1, 748の内 1, 749～1, 775 1, 776の1 1, 776の2 1, 777～1, 780 1, 781の内 1, 782の内

				1, 783～1, 785	1, 786の内～
				1, 790の内	1, 791
				, 793の内～	1, 792
				1, 796の内	1, 797の
				1の内	1, 797の1の地先の水路である公
				有地の一部	
及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部					

上記の土地の表示は、平成20年5月29日現在の登記事項証明書によるものである。